

実施計画事業計画調書兼事務事業評価書の見方

1 概要

実施計画事業調書兼事務事業評価書では、事業を実施した年度における実績について、「必要性」、「有効性」、「適正性」、「効率性」の観点から評価を行うとともに、その評価に基づき翌々年度以降の事業の方向性について検討することを目的としております。また事業の実施過程から生じた課題について解決するための方策を検討し、翌々年度以降の事業内容に反映することで、絶えず行政活動の改善をすることも目的としております。

2 記載内容

※事業を評価する年度を「令和N年度」としております。

(1) 共通事項

令和N年度で終了した事業については、下記の欄の記載はありません。

- ①令和N+1年度事業予定、令和N+2～N+4年度事業計画
- ②令和N+2年度に向けた改善の取組
- ③令和N+2年度以降の事業実施の方向性
- ④令和N+2年度の事業の優先度

(2) 事務事業名等

①基本目標・基本施策・個別施策

第5次北茨城市総合計画における「基本目標」、「基本施策」、「個別施策」について、当該事業がどれに該当するか示しています。

②区分

事業を実施した年度が事業実施の初年度の場合は「新規」、実施した年度より前から開始している場合は「継続」、実施した年度で終了している場合は「令和N年度終了」と記載しています。

③事業概要

事業を実施する目的、その内容等について記載しています。

④性質別・根拠法令等

実施計画事業が法令に基づき実施する必要がある場合は「義務的」、それ以

外の場合は「任意的」と記載しています。「義務的」である場合はその根拠法令等の名称を記載しています。

⑤目標指標名等

市が実施する事業については、その成果を判断するため原則数値目標を設定しています。その事業の性質から数値目標の設定が困難である場合は、事業の結果を示す数値表記によらない指標を設定しています。

※事業内容によっては目標設定が困難なものもあるため、その場合は空欄となっています（以下、目標に関する記載欄も同様）。

（３）事業内容等

①事業内容及び現状／事業計画

令和N年度、令和N+1年度の欄においては、実施した事業内容や現況を記載しております。

令和N+2～N+4年度の欄においては、予定している事業内容について記載しております。記載内容については後述の「令和N+2年度に向けた改善の取組」に記載した内容を踏まえての記載となっています。

②指標の年度ごと目標値等

（１）⑤に記載にした目標値について、その年度における目標値を記載しています。

③事業費

令和N年度においては決算額、令和N+1年度、令和N+2年度においては予算額、令和N+3、N+4年度においては予定額を記載しております。

④事業の優先度

後述（５）に基づき記載しております。

（４）事務事業評価及び事業実施の方向性

①目標指標の実績

令和N年度の実績を記載しております。

②事務事業の評価・課題

総合評価は後述（５）に基づき記載しております。

下段には、事業を行ったことによる具体的な成果や課題を記載しております。

す。

③令和N+2年度に向けた改善の取組

②から、事業の改善に向けてどのような内容で実施するか記載しております。

④二次評価

事業担当課による一次評価後、市長及び副市長による査定を行い、事業の方向性を決定しております。本欄にはその結果を記載しています。

(5) 事業の優先度・総合評価

①総合評価

「必要性」、「有効性」、「適正性」、「効率性」の観点から事業実施の結果について評価しております。

それぞれの項目ごとに「★」が付された項目が1つ、「■」が付された項目が4つあり、当てはまるものに○を付けております。ただし、「★」の項目に○を付けた場合、「■」が付された項目に○を付けることはできないようになっております（その逆も同様）。

「★」の項目は4点、「■」の項目は「1点」として計算し、その合計点数に応じて、下記により総合評価を行います。

13点以上	A+
10～12点	A
5～9点	B
5点未満	C

②優先度

①の総合評価により令和N+2年度以降の事業の優先度を決定します（令和N年度、N+1年度に終了する事業を除く）。優先度については原則下記のとおり決定します。

A+	現状のまま、もしくは事業拡充を見据えて継続する。
A	現状のまま継続するが、可能な限り内容等の見直しを検討する。
B	規模縮小等、内容の見直しをしたうえで継続する。
C	事業の休止・廃止・延期を検討する。

なお、社会情勢等により事業実施の必要性が高まった場合等においては、事業の評価に関わらず優先度を設定することとしております。その場合は理由を付記しております。